

令和元年6月松伏町議会定例会提出議案概要

議案第43号

人権擁護委員の候補者の推薦について

1 趣旨

人権擁護委員八代善彦氏の任期は、令和元年9月30日で満了となるが、再び八代善彦氏を同委員の候補者として法務大臣に推薦することについて意見を聞くもの

2 任期

令和元年10月1日から令和4年9月30日まで

議案第44号

人権擁護委員の候補者の推薦について

1 趣旨

人権擁護委員明戸洋氏の任期は、令和元年9月30日で満了となるが、再び明戸洋氏を同委員の候補者として法務大臣に推薦することについて意見を聞くもの

2 任期

令和元年10月1日から令和4年9月30日まで

議案第45号

人権擁護委員の候補者の推薦について

1 趣旨

人権擁護委員山本美恵子氏の任期は、令和元年9月30日で満了となるが、再び山本美恵子氏を同委員の候補者として法務大臣に推薦することについて意見を聞くもの

2 任期

令和元年10月1日から令和4年9月30日まで

議案第46号

松伏町森林環境整備基金条例

1 趣旨

森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費に充てるため、森林環境譲与税を財源として、松伏町森林環境整備基金を設置するための条例の制定

2 内容

(1) 設置（第1条関係）

森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費に充てるため、森林環境譲与税を財源として、松伏町森林環境整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(2) 積立（第2条関係）

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(3) 管理（第3条関係）

基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(4) 繰替運用（第5条関係）

町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(5) 処分（第6条関係）

基金は、第1条に規定する設置の目的に該当する場合に限り、その全部又は一部を

処分することができる。

- 3 施行期日
公布の日

議案第47号

松伏町税条例の一部を改正する条例

1 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、個人の町民税の扶養親族等申告書の記載事項に前年の合計所得金額が一定額以下の単身児童扶養者を加え、及び環境への負荷の少ない軽自動車を対象とした軽自動車税の特例措置等を見直すとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 松伏町税条例の一部改正（第1条）

ア 扶養親族申告書の記載事項等の変更

扶養親族申告書の名称を扶養親族等申告書に改め、単身児童扶養者に該当する場合にはその旨を記載するものとする。

イ 軽自動車税の環境性能割の非課税措置

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（以下「特定期間」という。）に取得された次に掲げる3輪以上の乗用自家用軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さないものとする。

(ア) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもの

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であるもの

ウ 軽自動車税の環境性能割の税率の特例

改正前において税率100分の2とされた3輪以上の乗用自家用軽自動車のうち、特定期間に取得されたものに対しては、環境性能割の税率を100分の1とする。

エ 軽自動車税の種別割に係るグリーン化特例の2年延長

令和元年度及び令和2年度に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車に対し、初回車両番号指定の翌年度に限り、種別割の税率を概ね25%、50%又は75%軽減する特例措置を設ける。

(2) 松伏町税条例の一部改正（第2条）

ア 個人の町民税に係る非課税の範囲の拡充

個人の町民税の所得割を課さない者に、前年の合計所得金額が135万円以下である単身児童扶養者を加える。

イ 軽自動車税の種別割に係るグリーン化特例の見直し

令和3年度及び令和4年度に初回車両番号指定を受けた3輪以上の電気軽自動車及び一部の天然ガス軽自動車に限り、初回車両番号指定の翌年度の種別割の税率を概ね75%軽減する特例措置を設ける。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和元年10月1日。ただし、2(1)アについては令和2年1月1日、2(2)アについては令和3年1月1日、2(2)イについては令和3年4月1日。

(2) 経過措置

ア 町民税に関する経過措置

(ア) 2 (1) アは、この条例の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の町民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の町民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

(イ) 2 (1) アは、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき松伏町税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書について適用する。

(ウ) 2 (1) アは、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等について提出する個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書について適用する。

(エ) 2 (2) アは、令和3年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和2年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

イ 軽自動車税に関する経過措置

(ア) 別段の定めがあるものを除き、2 (1) イ及びウは、この条例の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

(イ) 2 (1) エは、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

(ウ) 2 (2) イは、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第48号

松伏町下水道条例の一部を改正する条例

1 趣旨

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、下水道使用料の消費税及び地方消費税相当分を改定するための条例の改正

2 内容

消費税及び地方消費税の合計税率が、令和元年10月1日に8パーセントから10パーセントに引き上げられることに伴い、下水道使用料の消費税及び地方消費税相当分を改定するもの(第28条関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和元年10月1日

(2) 経過措置

ア 2は、令和元年10月1日(以下「適用日」という。)以後の公共下水道の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

イ 適用日前から継続して公共下水道を使用している者に係る使用料について、次のとおり消費税相当分を8パーセントとする。

(ア) 適用日から令和元年10月31日までの間に初めて使用料の額が確定するものにあつては、その全額

(イ) 適用日以後初めて使用料の額が確定する日が令和元年11月1日以後であるものにあつては、前回確定した日からの期間の月数に応じてその全額又は3分の2の額

議案第49号

松伏町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

1 趣旨

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、農業集落排水処理施設使用料の消費税及び地方消費税相当分を改定するための条例の改正

2 内容

消費税及び地方消費税の合計税率が令和元年10月1日に8パーセントから10パーセントに引き上げられることに伴い、農業集落排水処理施設使用料の消費税及び地方消費税相当分を改定するもの（第18条関係）

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和元年10月1日

(2) 経過措置

2は、この条例の施行の日以後の使用に係る農業集落排水処理施設の使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第50号

松伏町学童保育の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員認定資格研修を実施することができる者に指定都市の長を加えるための条例の改正

2 内容

放課後児童支援員認定資格研修を実施することができる者の追加（第10条関係）
放課後児童支援員認定資格研修を実施することができる者に指定都市（※）の長を加える。

※ 指定都市とは、地方自治法第252条の19第1項に規定する政令で指定する人口50万人以上の市をいう。

3 施行期日

公布の日

議案第51号

松伏町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設の確保義務を緩和し、並びに食事の提供に係る経過措置及び連携施設に係る経過措置を延長するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 連携施設の確保義務の緩和（第6条関係）

連携施設の確保が難しい現状を踏まえ、定員が20名以上であって、町長が適当と認める企業主導型保育施設及び一定の認可外保育施設について、卒園後の受け皿としての連携施設に位置付ける。

(2) 食事の提供に係る経過措置の延長（附則第2条関係）

食事の提供方法について、家庭的保育事業については、自園調理、外部搬入への移行が進んでいない現状を踏まえ、食事の提供に係る経過措置を5年間延長する。

(3) 連携施設に係る経過措置（附則第3条関係）

連携施設の確保が難しい現状を踏まえ、連携施設に係る経過措置の期間についても

5年間延長する。

(4) その他規定の整備

- 3 施行期日
公布の日

議案第52号

町道の路線廃止について

路線名	起 点	終 点	備 考
455	松伏町大字大川戸字菱沼 1716番地先	松伏町大字大川戸字菱沼 1715番地先	幅員 3.65m 延長 39.86m
2-539	松伏町大字下赤岩字古川端 86番地先	松伏町大字下赤岩字古川端 85番地先	幅員 2.00m 延長 55.09m

議案第53号

町道の路線の一部廃止について

路線名	起 点	終 点	備 考
710	松伏町大字大川戸字砂田 1021番地先	松伏町大字大川戸字砂田 1022番地先	幅員 3.30m 延長 30.82m

議案第54号

令和元年度松伏町一般会計補正予算（第2号）

- | | | |
|---|--------|-------------|
| 1 | 補正前予算額 | 8,205,536千円 |
| 2 | 補正予算額 | 52,529千円 |
| 3 | 合 計 | 8,258,065千円 |